

今回のテーマ : 「手待ち時間」は休憩時間？

Q. 当社では、トラックドライバーの積み荷のための待ち時間などのいわゆる「手待ち時間」は、何も仕事しているわけでもないし労働時間でなく、あくまで休憩時間だと認識していますが、それで問題ないでしょうか？

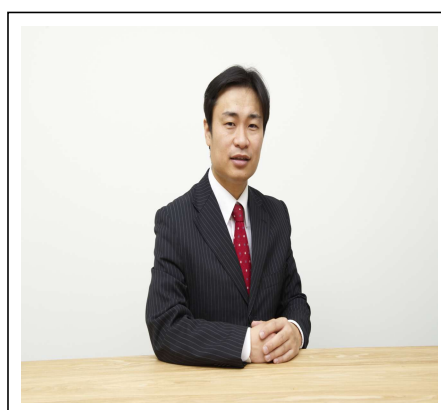
A. 労働基準法によると休憩時間は、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を与えなければならないとなっています。この休憩時間は、始業時刻から終業時刻までの間に取得することが求められており、分割で休憩時間を与えることも問題ないとされています。

ところで、手待ち時間が労働時間かどうかということですが、行政通達によると休憩時間は「単に作業しない手待ち時間を含まず、労働者が権利として労働から離れることを保証されている時間」(昭22.9.13 基発第17号)とされています。ゆえに、手待ち時間ですので何か仕事しているわけではないのですが、連絡があれば即座に動かなければならないなど、その場から離れることを保証されていない場合は労働時間となります。また逆に言うと、労働者がその場から離れられて自由に使える時間であるならば休憩時間といえます。

休憩時間＝労働から離れることを保証されている時間

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！